

伊勢区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
三重県

目 次

1 . 計画の性格	1
2 . 計画の対象区域	1
3 . 計画の期間	1
4 . 整備及び開発の基本構想	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	8
6 . 産業の業種、規模等に関する事項	9
7 . 土地の利用に関する事項	1 2
8 . 施設の整備に関する事項	1 4
9 . 環境の保全に関する事項	1 9
10 . 防災対策に関する事項	2 1

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、伊勢区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した伊勢区域都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。(ただし、保全区域を除く。)

津市(一部)、伊勢市(一部)、松阪市(一部)、鈴鹿市、亀山市(一部)、多気郡明和町

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運営を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4．整備及び開発の基本構想

(現状と課題)

(1) 本区域は、三重県のほぼ中央に位置し、伊勢湾沿岸の平坦部には古くから発達した都市が多く、面積は全県の約15%、人口では約38%を占め、本県の行政、文化、経済等において主要な役割を果たしてきた。

(2) 本区域は中部圏と近畿圏の結節点に位置し、とりわけ、津市、鈴鹿市、亀山市地域は、国会等移転審議会の答申において「三重・畿央地域」として将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定されており、中部圏及び近畿圏の大都市地域との連携に優れ、これらの都市機能等を効果的に活用できる地域である。

本区域の主要都市である津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市においては、都市機能の集積が進みつつあるが、中部圏の一翼を担うには、高次都市機能の集積が相対的に弱く、情報通信、産業、研究開発、高等教育、文化、交流、医療、福祉等のさらなる都市機能の強化を図ることで地域の拠点としての役割を高めるとともに、圏域全体としての拠点性の向上が求められている。

- (3) また、我が国の「国際競争力の強化」を図るためには、東京への過度の集中による弊害を取り除き、各地域を活性化させていく必要がある。

そのためには、地域が府県境や圏域を超えて連携し、結束を高めていくことが求められ、地理的な近接性や交通利便性を生かして、中部圏及び近畿圏の両圏域との連携強化の先導的役割を担うことが期待されている。

- (4) 本区域は豊かな自然や歴史文化などの資源に恵まれた地域ではあるが、これらの資源が必ずしも十分に集客交流に活用できていない状況にある。

このため、特に、伊勢市を中心とした地域では、平成 25 年に行われる伊勢神宮の式年遷宮に向けて、交流連携都市をめざした魅力ある都市空間づくりが求められている。

- (5) 産業の分野では、強靱な産業構造を築くため、自律的な産業集積を図っていく必要がある。特に、亀山市では、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ（FPD）産業などの集積を活用して、周辺の既存産業と新規産業の連携から高度な研究開発までの交流を促し、「クリスタルバレー構想」の中心的役割を担うとともに、鈴鹿市では、産学官連携を通じて、燃料電池の研究開発拠点化及び関連産業の集積が期待される。

- (6) ゆとりや生活の質といった「心の豊かさ」の追求や価値観の多様化に伴う自立性や選択性の重視、人口減少や少子高齢化の進行、自然環境に対する意識の向上等を踏まえ、福祉施設や文化施設の整備、公園や下水道等の生活環境施設の整備、中心市街地の形成など、美しい景観の形成を考慮した総合的な都市・生活空間を整

備する必要がある。

(7) 本区域の貴重な共有資産である伊勢湾については、海岸保全施設の老朽化が著しく、施設の再整備が喫緊の課題となっている。

また、水質面では、閉鎖性内湾という特徴から、流入する汚濁負荷をはじめとする様々な負荷要因により富栄養化が進んでいることから、伊勢湾の総合的な保全と再生に向けた取組を進める必要がある。

(8) ごみ処理について、これまでは最適生産・最適消費・廃棄ゼロを基調とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、ごみの排出抑制、再使用、再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきた。

しかし、従来 of 適正処分を中心とするごみ処理システムは、環境への負荷が大きく、地球温暖化の進行や資源の枯渇に繋がる恐れがあることから、経済発展と環境保全の調和、自然と共生する社会づくりのため、「ごみをどう処理するか」というごみ政策を大きく転換する必要がある。

また、産業廃棄物については、最終処分場の新規設置が困難な状況にあり、不適正処理や不法投棄が社会問題化していることから、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進をはじめとした施策を推進する必要がある。

(9) 東海、東南海・南海地震などの大規模地震の発生が切迫していることから、平成 15 年に「三重地震対策アクションプログラム」を策定するとともに、平成 16 年には「三重県地震対策推進条例」を施行し、自助、共助、公助による地震対策に取り組んでいるが、新しい被害想定調査結果を踏まえ、ハード・ソフトの両面から、減災のための取組を一層推進していく必要がある。

また、近年多発する風水害に対して、迅速に対応できる体制づくり、安定した復旧復興対策を実施できる体制づくりに取り組む必要がある。

(基本的な方向)

以上のような現状及び課題を踏まえ、本区域の今後の整備及び開発

の基本方向を次のとおりとする。

本区域は、今後も本県の行政・文化・経済等の中枢機能を担い、また、産業・技術や国際交流の中枢圏域としての期待が高まっている中部圏の一翼を担う区域として発展することが求められている。

このため、本区域の拠点となる津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市等の主要都市とその周辺地域が、地域の特性や個性を生かしながら自立的に発展するとともに、各々が相互に機能を補完・分担し、さらには、区域内相互及び隣接する都市整備区域等と交流・連携することで、区域全体の総合的な整備を推進する。

(1) ネットワーク形成のための基盤整備

本区域が、区域内のつながりを深め、隣接する中部圏都市整備区域、近畿圏都市開発区域等との一体性を高めるため、高規格幹線道路や直轄国道等の広域幹線道路等の整備を促進するとともに、平成 15 年に策定した「新道路整備戦略」に基づき、重点的、効率的に県管理道路の整備を進め、高速道路へのアクセスを確保することで、高次の道路ネットワークの形成を図る。また、海外との交流を推進するため、中部国際空港への海上アクセス港の整備を進め、アクセスルートの充実を図る。

鉄道については、中央新幹線について、今後の社会・経済の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進めるとともに、在来線の複線電化等を促進する。

また、東西軸の多重化を図り、太平洋新国土軸の形成や環伊勢湾地域の広域的連携を進めるため、伊勢湾口道路及び東海南海連絡道の構想を進める。

(2) 訪れたいくなる地域づくり

集客交流への取組については、おおむね 10 年先を見据えた「三重県観光振興プラン」を平成 16 年に策定し、観光振興を図っているところであるが、平成 25 年に行われる伊勢神宮の式年遷宮に向けて、観光産業を本県経済を牽引するリーディング産業として位置づけるとともに、人々の交流を通じて観光文化を創造することで、魅力的な地域文化を育て、集客交流戦略を計画的・重点的に推進していく。

このため、平成 21 年には世界新体操選手権大会を開催するなど、

国際的なイベントの開催や誘致に努めるとともに、世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」とも連携し、各地域に存在する豊かな自然、歴史・文化や産業観光資源等を活用し、地域住民や市町との協働により、さらなる空間快適性、利便性、話題性を高め、観光客が訪れたいくなるまちづくり、住民が誇れるまちづくりを推進する。

とりわけ、伊勢地域は、あまねく人々の心を癒す「日本人の心のふるさと」として、これまでも自然との関わりの中で、多様な生活文化を育み、今に伝えている。このような豊かな資源を持つ地域を快適に周遊できるように、交通ネットワークの整備、観光サインや案内板等観光基盤の整備を図るとともに、まちの雰囲気づくりやアメニティの向上のため、魅力的な景観の保全や環境を守る取組を積極的に展開する。

また、松阪地域では、国史跡齋宮跡や伊勢街道等の歴史・文化遺産等の地域資源を生かして、地域住民と行政の協働により、景観やまちなみを創造することで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進し、地域振興や観光振興につなげていく。

(3) 地域経済を支える戦略的な産業振興

本区域は、隣接する四日市市等の都市整備区域とともに、本県の農業・工業・商業等の産業を先導する地域として、また、産業技術の一翼を担う地域としての役割が求められていることから、中勢北部サイエンスシティやニューファクトリーひさい工業団地等への研究所や企業の誘致を推進する。

また、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ(FPD)産業の集積を目指すクリスタルバレー構想や燃料電池研究開発の拠点化及び関連産業の集積に取り組むとともに、環境関連産業の集積を目指して、エコタウン事業等も展開する。

さらに、四日市市を中心とする半導体産業の集積を目指すシリコンバレー構想や医療、健康、福祉産業の創出と集積を目指すメディカルバレー構想との連携を進め、雇用の場の確保につなげる。

新産業の創出については、起業、新産業を促進する環境整備として、財団法人三重県産業支援センターにおいて、企業の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて必要な支援をワンストップで提供するとともに、技術開発、資金調達、販路開拓等を行うことで

総合的に支援する。

なお、津市、伊勢市、松阪市等では中心市街地の活性化のため、中心市街地人口の回復に努めるとともに、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、市街地の整備改善やTMO（タウンマネジメント機関）を中心に地域特性を生かした商業の活性化を図る。

(4) 快適なまちづくり

障害者や高齢者をはじめとするすべての住民が地域で自由かつ安全に行動できるようユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備等を進めるとともに、在住外国人が安心して暮らせる社会（多文化共生社会）の実現を目指して、人々がふれあい、情報交換できるコミュニティ空間としてのまちづくりを進める。

また、自然の保全や活用、多様な機能を持つ緑地空間や親水空間の創出などにより、緑豊かで、快適で、良好な景観形成に配慮した潤いのあるまちづくりを進めるとともに、流域下水道や都市の公共下水道などの生活環境施設の整備、都市公園や文化施設などの都市施設の整備、福祉施設や良質で耐震化の図られた住宅の供給の促進など、本県の中核機能を担うにふさわしい区域として都市・生活基盤の整備を進める。

情報化への対応として、携帯電話の不感地帯の把握と解消に努め、高速・高品質な移動通信システムの利用拡大を推進するとともに、地上デジタル放送への全面移行時までには視聴環境整備が完了するよう取組を進める。

さらに、地域のことは地域で責任をもって決める地域主権の社会を実現するため、防犯や防災、子育て、介護、地域づくりなど、様々な分野における地域課題を解決するための地域住民やNPO等による自主的な活動を支援する。

(5) 環境保全

伊勢湾については、環境保全や安全の確保、多様な生態系の回復や憩い・安らぎ空間の拡充など多様化・高度化する要請に対処するため、総合的・広域的な見地から、伊勢湾流域の自治体はもとより、国、住民、NPOなどの多様な主体が一体となって、水循環の再生や多様な生態系の回復などに向けた広域的な諸施策を推進する。

また、河川の水質改善に向けた生活排水対策や調査研究などの水

質保全対策を実施するとともに、宮川流域圏における上下流の地域間交流や住民、事業者、行政等の連携による健全な水循環の確保に向けた「宮川流域ルネッサンス事業」等の総合的な取組を推進する。

なお、ごみ問題については、人々の意識や価値観、ライフスタイルや経済活動のあり方にまで関わることから、平成 17 年に概ね 20 年先を見据えた「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不要物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けて、住民、事業者、市町と協働して取り組むとともに、バイオマスの活用等による先導的循環ビジネスの創出、ごみ減量化等の取組を推進する。

産業廃棄物についても、不適正処理や不法投棄が発生しないよう、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進をはじめとした諸施策を推進する。

(6) 安全・安心を実感できる地域社会づくり

東海、東南海・南海地震の発生が危惧される中、震災時の家屋の倒壊等による被害や道路の被災による地域の孤立化を防ぐため、命を守るということに重点を置き、減災に向け、津波等に対して誰もが安全なところに避難できるよう避難路等の整備など、避難体制を確立するとともに、避難所をはじめ住宅や医療施設などの公共施設等の耐震化を進める。

また、本県は長い海岸線を有することから、津波による浸水時間を遅らせるために、老朽化した海岸保全施設等の整備を推進するとともに、水門の開閉操作の自動化を進める。

さらに、震災後の救援活動や復興活動の基盤となる緊急輸送道路などの整備を進めるとともに、備蓄機能や空輸機能を有する広域防災拠点を整備する。

(配慮すべき事項)

厳しい財政状況の中、社会資本整備の新規投資が減少する一方、維持更新費が増大していくことは必至であることから、事業効果や投資の効率性について十分考慮する必要がある。

このため、ストックの有効活用を図るための手法の検討、PFIの導入や効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、費用対

効果分析等の客観的な評価により、公共事業の決定プロセスの客観性・透明性を確保する。評価にあたっては、分野の異なる公共事業を同一基準で比較するとともに、環境面の効果を数値化して評価に組み入れることとする。

また、公の領域は、行政のみならず、住民、NPO、事業者等多様な主体が担い、支えていくという「新しい時代の公」の考え方に基づき、住民が自ら政策形成に参画する仕組みや多様な主体の役割分担、協働の取組において共有すべきルール等の検討を積極的に進めていく。

なお、首都機能移転に関する検討の結果が得られ、本区域に重大な影響を及ぼす等、社会経済情勢の変化があった場合には、この計画の弾力的な運用又は見直しを行うものとする。

5．人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の総人口は、平成 17 年は 714 千人となり、今後、快適な住環境、魅力ある安定した就業の場の確保及び高等教育機関の拡充等による定住基盤の整備等を進めるものの、平成 22 年には 712 千人と 5 年間で 2 千人減少するものと見込まれる。
- (2) 年齢階層別人口をみると、平成 17 年の年少人口は 105 千人、生産年齢人口は 461 千人、老年人口は 148 千人であり、平成 22 年には年少人口は 102 千人（対 17 年比 2.5% 減）、生産年齢人口は 447 千人（対 17 年比 3.0% 減）、老年人口は 163 千人（対 17 年比 9.9% 増）になると見込まれる。
- (3) 本区域の世帯数は、平成 17 年には 246 千世帯であり、平成 22 年には 245 千世帯と今後 5 年間で 1 千世帯減少するものと見込まれる。
- (4) 労働力の需給については、需要面では技術革新の進展や経済のサービス化・グローバル化による産業構造の変化等により、専門的職種の需要が増加している一方、供給面においては労働力人口の高齢化や出生率の低下、若年労働者の減少、女性の職場進出等が一層進展する傾向がある。こうした労働力需給の量的、質的変化に対応して、職業訓練、職業指導等の雇用安定対策を推進する

とともに、若年者、中高年齢者、女性、障害者等に対する雇用促進対策を積極的に進める。

6 . 産業の業種、規模等に関する事項

本区域は、温暖な気候、豊富な水資源に恵まれ、広大な農用地や豊かな森林、また、貴重な共有資産である伊勢湾を有しており、今後も中部圏の産業経済の発展に大きな役割を担っていくことが期待されている。

このため、本区域が有する様々な地域資源や各種の産業集積を活用するとともに、新規・成長産業について積極的に誘導、育成を図り、さらには、地域の情報発信力を高め、産業の振興及び産業技術の強化に努める。

(1) 産業別振興の方向

イ 本区域の集客交流に対する取組については、観光地の競争力の強化を図るため、自然や風景、歴史や文化、食等の魅力ある地域資源を活用し、「心の豊かさ」や「スローライフ」の時代に合ったエコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズム、滞在型観光等新たなツーリズムへの対応、また、食を生かした観光、産業観光、アフターコンベンションなど、独自の個性豊かな自然や伝統、旬等の本物の魅力を引き出す新しい観光商品を開発する。

このため、本県の中心的観光地である伊勢地域については、20年に一度行われる式年遷宮に合わせて、隠れた歴史・文化資産や自然環境、食文化等を発掘し、それを体験できる環境を整備することで、当地域の文化を掘り起こすとともに、見直して、地域の魅力を高めていく。

ロ 農林水産業については、消費者の嗜好、価値観が多様化する中、食の安全性に対する関心が高まってきており、安全で安心な食料の安定的な供給を図るとともに、「地産地消」に取り組むことで、食を通じた住民の健康づくり、食料自給率の向上、地域の環境保全につなげていく。

このため、農業では、水田農業の展開や茶、野菜、花き、花木、果樹などの特産地化を促進し、丘陵地から山間地域にかけては、「松阪牛」をはじめとする和牛の地域内生産体制の強化、茶の産

地育成等を推進するとともに、全国に通じる高い商品力を持った県産品及び事業者を「三重ブランド」として認定し、全国に情報発信することで、産地間競争に打ち勝つ戦略的な振興を図る。

また、広域営農団地農道の整備や基幹農道の整備、ほ場整備を進める等、生産基盤の充実に努めるとともに、これらの基盤整備と一体となった農業集落排水施設などの農村の生活環境の整備を図る。

林業については、森林の公益的機能を維持していくうえでも重要な役割を有していることから、林業が持続的に行われるよう基盤整備を進めるなど、コストの低減を図る。

なお、木材の総合流通拠点として整備した「松阪木材コンビナート」については、機能の一層の強化とともに、消費者のニーズに即した一定品質の木材製品の安定的な供給を図る。

水産業については、のり養殖の経営安定と貝類を主とした種苗放流などによる水産資源の維持増大とともに、資源管理型漁業の推進を図る。

また、伊勢湾の水質浄化及び水産生物の幼稚仔の育成場でもある藻場・干潟造成の調査検討を行い、エビ類を主とする中間育成場の整備を進める。

なお、農林漁業の担い手の育成を図るとともに、自然や景観を楽しむ、農林水産作業を体験できる体験型ゾーンの整備を進め、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、森林オーナーなどにより、第1次産業の持つ資源を都市との交流に活用する。

八 工業については、既に、鈴鹿内陸部には輸送機械工業、中部臨海部には世界でも有数の造船等重工業の立地がされているが、より強靱な産業構造を築くため、今後、成長が見込まれる分野に資源を集中的に投入し、自律的な産業集積の推進を図る。

特に、亀山市を中心に、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ（FPD）産業の集積を目指した「クリスタルバレー構想」による企業誘致戦略を積極的に展開するとともに、産学官連携による地域の研究開発機能の強化をさらに進める。

また、鈴鹿市の後背地には、輸送用機械、電気・電子機器等の高い技術力を有する加工組立などの多様な製造業が集積していることから、それらの技術を生かして、付加価値の高い新たな分野への展開を図るため、新エネルギーとして有望な燃料電池技術

を核として産業を活性化し、産業構造の転換につなげる。

このため、企業や地元高等教育機関と共同し、ものづくり産業の高度化や燃料電池の研究開発拠点化及び関連産業の集積を図る。

さらに、隣接する都市整備区域とともに、創造性に富む産業と技術の中核圏域及び国際交流拠点の形成のため、亀山・関テクノヒルズ、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさい工業団地、松阪中核工業団地等への企業や研究所の誘致等を進め、先端技術産業や研究開発型産業の集積を図る。

なお、これらの工業団地間のネットワーク化に資するため、国道 1 号北勢バイパスや国道 23 号中勢バイパス等幹線道路網の整備を進める。

地場産業については、木材加工や伝統的工艺品等の振興を図るため、公設試験研究機関等の技術支援により、デザイン開発力の強化、新商品、新技術の開発、販路の拡大に努める。

二 商業については、商店数、従業員数、販売額とも県下において相当のウエイトを占めており、商業の盛んな地域である。しかし、区域の中心都市では、いずれも中心市街地における商業機能が低下し、空洞化が進んでいることから、中心商店街の活性化が求められている。

そこで、既存の中心市街地を集積の核として、都市計画による多様な都市機能の適正な配置を図るとともに、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、TMOを中心にまちのにぎわいを回復することで商業の活性化につなげていく。

(2) 産業の規模

本区域全体の製造品出荷額は 374 百億円（平成 16 年）となっており、県内の約 43%を占めている。

なお、本区域では、自然条件や地理的条件等の違いを生かして、各都市が活発な産業活動を展開しており、地域によって、産業の構造や規模に特徴がある。

特に、鈴鹿市では、自動車産業が盛んで、輸送用機械だけで製造品出荷額が 116 百億円（平成 16 年）にのぼり、県内総製造品出荷額のうちの 13%以上を占めている。

また、亀山市では、クリスタルバレー構想による企業誘致戦略が

奏功し、電気機械の製造品出荷額が 23 百億円（平成 16 年）にのぼり、10 年前に比べて、10 倍以上の伸びを示しているが、今後も大幅な増加が見込まれる。

一方、伊勢市では、隣接する鳥羽市、志摩市等を含めた伊勢志摩地域として集客交流のための積極的な取組を進めており、当地域の観光入込客数は年間 10 百万人にのぼり、県内全域の入込客数の 23% 以上を占めているが、伊勢神宮の式年遷宮に向けて、今後、益々の増加が見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 土地利用の基本構想

本地区は、臨海平坦部に鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市の伊勢湾環状都市、内陸部に亀山市があり、このうち、鈴鹿市は内陸型工業地帯として発展し、近年は、国際交流を通じて国際都市としての整備が進んでいる。亀山市も、道路網の整備により、交通条件の優位性の上に内陸型工業の集積が進みつつある。

また、津市は、教育、文化、経済、行政の中核、快適な居住適地として、松阪市は、かつては商都、最近では県南地域に対する教育、文化、情報等都市機能の集積する拠点都市として、伊勢市は、国際リゾート・交流都市として発展してきている。

なお、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市等では市街地域の拡がりとともに一定の都市機能が集積し、さらに、これらの都市の周辺丘陵地には、住宅団地の整備が進んでいる。本区域の課題としては、伊勢湾沿いを連珠状に一定の間隔をおいて発展をみている都市相互の有機的な機能分担及びそれらの都市における秩序ある市街地の形成並びに都市施設の整備及び諸機能の拡充、強化を図ることにある。

沿岸域の開発については、自然環境、生態系の保全、水産業との調整に十分配慮して、総合的・計画的な利用を図る一方、内陸部においては、農地や森林など、多面的な機能を有する緑地の適正な保全に努めるとともに、保健、教育、文化の場としての利用を促進する。

今後の土地利用は、国土利用計画及び三重県土地利用基本計画に基づき、総合的、計画的に推進することとし、公共の福祉を優

先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的条件等に配慮して、計画的な調整、誘導により適正かつ合理的に行うこととする。

(2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、各区域の現在の土地利用状況、自然的条件及び社会経済的諸条件を勘案し、長期的な視野に立って、本区域を工業地域、商業等の業務地域、住宅地域、農業地域及び緑地等の保全地域に基本的な区分を行うこととし、この区分を通じて市街地の無秩序な拡大を防止するよう努め、自然景観を保全し、快適な環境を創造する。

イ 工業用地については、国の施策との調和を図りながら、津松阪港を中心とした臨海部、相当の工業集積を有する鈴鹿内陸部、一般国道 25 号（名阪国道）沿線の亀山市に拠点的に配置し、生産性の高い中核工業都市として基盤整備を推進する。

また、区域南部の適地については工業用地を計画的に開発し、新たな工業立地基盤の整備を図り、既存産業への波及効果や地域への貢献度の高い優良工業を誘導し、地場産業、中小企業の振興を図る。

ロ 住宅地については、区域内における土地利用上の用途の区分の明確化を図るため、工業地域及び業務地域への交通条件並びに良好な居住環境に配慮して、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市及び伊勢市の各都市とその周辺の適地に住宅地の配置を図る。

ハ 優良農用地については、広域基幹農道など農業生産基盤の整備を図るとともに、農業地域としてその保全・確保に努める。また、非農業的土地需要に対しては、農業上の利用に支障が生じないように計画的な土地利用を図る。

今後、都市部における人口の増加、工業の立地等により、環境が悪化しないよう、生活排水及び工場排水の処理施設の整備、計画的な緑地造成等による緑豊かな市街地の形成を図るなど、快適な生活環境の保持と自然環境の保全に留意しながら、秩序ある土地利用により、農業振興施策を推進する。

ニ この区域の恵まれた自然環境及び豊かな緑地を保全し、住民の身近に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション地域として公園緑地等の整備促進を図る。

8 . 施設の整備に関する事項

この区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境及び生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の整備を進めるものとし、その大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備にあたっては、障害者、高齢者をはじめ、すべての住民が自由に行動し、安全かつ快適に暮らすことができるようユニバーサルデザインに基づいた施設の整備を図る。

(1) 交通施設及び通信施設

本区域の整備開発を推進するため、輸送需要の増大、輸送構造の高度化、各交通機関の近代化の趨勢及び道路交通環境対策等環境の保全に配慮しつつ、次に掲げる施設を整備して、都市及び産業の配置に対応する総合的な交通体系の確立を図るとともに、高度情報化時代に対応した情報通信ネットワークの整備を推進する。

イ 道路

本区域と他区域とを連結する高規格幹線道路や一般国道の整備を推進するとともに、区域内都市間を連絡する県管理国道や主要地方道、街路の整備を推進する。

整備を推進する主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	第二名神高速道路、近畿自動車道名古屋大阪線
一般国道	1号、23号、25号、42号、163号、306号
主要地方道	鳥羽松阪線、伊勢松阪線
街 路	秋葉山高向線、相川小戸木橋線、松阪公園大口線

また、伊勢湾口道路及び東海南海連絡道の構想の実現に向けた取組を進めるとともに、鈴鹿亀山道路について事業化に向けた調査を推進する。

ロ 鉄軌道

輸送需要の動向等を勘案しつつ、本区域の幹線である近畿日本鉄道名古屋線及び同大阪線の輸送力の強化、東海旅客鉄道及び西日本旅客鉄道関西本線の複線電化等並びに東海旅客鉄道紀

勢本線及び同参宮線の整備並びに第三セクター鉄道として運行されている伊勢鉄道の複線化等について検討を行う。

さらに、中央新幹線について、今後の社会・経済の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進める。

八 港湾

重要港湾津松阪港については、県南地域の物流の拠点として港湾機能を強化するとともに、中部国際空港との海上アクセスや海洋性レクリエーション・国際交流・文化等の多様な機能の整備を図る。

二 漁港

水産基盤の確立、水産物流の円滑化に資するため、漁港施設等の整備を図る。

ホ 空港等

関西国際空港及び中部国際空港の中間地点に位置する特性を生かして、両空港へのアクセスの整備等を図ることにより、空港の活用を図る。

へ 通信施設

光ファイバー網等を活用した高度情報通信システムの整備を民間主導で進め、ほぼ全域への整備が完了したケーブルテレビ網等も含めて、高速・大容量の情報通信基盤の利活用の推進を図る。

なお、平常時のみならず、緊急時や災害時にも不可欠な携帯電話の不感地帯については、関係市町と連携した携帯電話事業者への対策要請を行い、情報通信格差の是正を推進する。

また、地上デジタル放送への完全移行時までには、視聴環境整備が完了するよう取組を進める。

(2) 宅地

居住ニーズの多様化に対応するとともに、土地利用の適正化、市街地の防災力の向上を図るため、生活環境、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地の開発を推進し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

イ 住宅用地

白江（鈴鹿市）、津駅前北部（津市）等の土地区画整理事業等を促進し、良好な住宅用地の確保を図る。

ロ 工場用地

工場の立地動向を勘案しつつ、新たな工業用地の確保に努める。

(3) 公園緑地等

住民のレクリエーション施設の充実、秩序ある市街地の形成、文化財の保存活用及び自然の保護を図るため、総合公園として深谷公園（鈴鹿市）、中勢グリーンパーク（津市）等の整備を推進する。

また、高まるスポーツ需要に対応するため、松阪市総合運動公園を整備する。

(4) 河川、海岸、治山、砂防等

イ 河川

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、安濃川、志登茂川等の治水事業を進めるとともに、事業の実施に際しては、自然環境に配慮した多自然型川づくり等を行う。

ロ 海岸

高潮及び侵食対策として、津松阪港海岸、伊勢湾西南海岸、千代崎港海岸、村松海岸等の伊勢湾沿岸の海岸堤防等の整備を進め、安全・安心かつ豊かな親水性や自然環境に配慮した潤いのある海浜空間の創造を図る。

ハ 治山、砂防

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、鈴鹿川水系、雲出川水系、三渡川水系、宮川水系等における治山、砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を進める。

(5) 住宅

高齢者のみ世帯の増加や街なか居住などの居住ニーズの多様化への対応や低・未利用地の有効活用、防災性の向上等に配慮しつつ、ゆとりのある生活を実現するため、良質な住宅の供給

を進める。

特に、鈴鹿市の東磯山地区においては、周辺の公共施設の整備と併せて、市営住宅の建替えを進め、高齢者や障害者等にも配慮した良質な住宅の供給を図る。

(6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上や産業の発展等に対応し、公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

安全な水道水を安定して供給するため、北中勢水道用水供給事業等水道施設の整備を進める。

ロ 工業用水道

工業用水の安定給水を図るため、北伊勢工業用水道の整備を進めるとともに、新たな工業用水の需要に対応した施設整備を図る。

ハ 下水道

都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、併せて伊勢湾等の公共用水域の水質保全に資するため、平成 22 年度における下水処理区域人口 435.9 千人を目途に、北勢沿岸流域下水道及び中勢沿岸流域下水道並びに宮川流域下水道の整備を図るとともに、津市、松阪市、鈴鹿市等の公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進める。

ニ 廃棄物処理施設

さらなる循環型社会、ごみゼロ社会の形成推進に資するため、鈴鹿市にリサイクルセンター等のごみ処理施設の整備を図るとともに、廃棄物の適正処理のため、亀山市の最終処分場等の整備を進める。

また、し尿・浄化槽汚泥の海洋投入処分の禁止に対応した津市のし尿処理施設の改良整備やし尿・浄化槽汚泥の処理量の変化に伴う亀山市のし尿処理施設の整備を進めるとともに、し尿及び雑排水の処理について、地域の実情に応じて、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を図る。

(7) 教育文化研究等施設

イ 教育施設

児童生徒数の増減に対応し、小・中学校等の計画的な施設整備を進めるとともに、既存校についても老朽校舎の改築等所要の整備を進める。

高等教育機関については、既存大学等の整備充実を進めるとし、三重大学等において、大学院を含め、情報・社会福祉・医療技術・先端科学技術などの分野の拡充に努める。

ロ 文化施設

市民活動や文化・国際・青少年等の各種交流を支援するため、県民交流センター等を交流拠点として活用の推進を図る。

また、三重県総合文化センター等を中核として、文化活動施設、社会教育施設の整備充実を図るとともに、歴史的資料として重要な公文書等の収集・保存・調査研究を行う三重県公文書館について調査検討を進める。

さらには、三重県立博物館の改修整備を進めるとともに、国史跡斎宮跡の整備を進める。

ハ 研究施設

企業、高等教育機関、行政等による科学技術の交流、共同研究などを積極的に進めるとともに、産業界や社会のニーズに対応した研究開発機能の強化を図る。

なお、科学技術振興センターでは、畜産研究部の畜舎整備を進める。

(8) 社会福祉施設及び医療施設

イ 児童福祉施設

子育て家庭を社会全体で支援するため、次世代育成支援行動計画に沿って、放課後児童クラブ室や児童館等の整備を推進する。

ロ 障害者福祉施設

障害者自立支援法に基づく新たな施設体系を踏まえて、障害者福祉施設の整備を推進する。

ハ 老人福祉施設及び介護老人福祉施設

要介護高齢者等が増加する中で、良質な介護サービスができるだけ住み慣れた地域で受けられ、高齢者が安心して暮らせるよう必要な基盤整備について、介護保険事業支援計画及

び高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

二 医療施設

少子高齢化等の環境の変化に対応して、適切な医療サービスが受けられるよう医療関係機関の機能分担と連携強化を図りつつ施設の整備を進めるとともに、高度な救急医療に対応するため、第3次救急医療機関の整備を推進する。

(9) 農業生産施設

農業用水の確保と適切な供給を図り、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、国営宮川用水第2期土地改良事業により、基幹的かんがい施設を整備する。

9. 環境の保全に関する事項

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、近年、大気汚染、水質汚濁、交通騒音、生活騒音、悪臭、廃棄物不法投棄による環境汚染などの都市・生活型公害とともに、地球温暖化に伴う気候変動や生態系への影響等、地球規模の環境問題が深刻化しつつある。

本区域における環境問題は、伊勢湾やその流域圏にも深く関わっていることから、本区域の地勢上の特性を的確に踏まえ、計画的に環境保全に努める必要がある。

このため、公害関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種生活環境施設の整備等により、環境基準等の達成、維持に努めるなど環境の保全に関する施策を積極的に推進する。

また、これらの環境保全対策はもとより、三重県環境基本条例、三重県環境基本計画、ごみゼロ社会実現プラン、さらには、複雑かつ多様な環境問題に対応し、産業公害の防止に加え、生活環境の保全を図ることを目的とした三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の構築を図る。

イ 廃棄物対策については、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体及び公共事業におけるリサイクル資材の利用推進を図る。

また、隣接県、各自治体及び県内森林組合と連携した監視指導体制の強化などにより、不法投棄等の未然防止を図る。

廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用の推進については、ごみ処理の持つ未利用エネルギーの有効活用を推進するため、可燃性ごみを固形燃料化する RDF 化施設の安全確保を図るとともに、ごみゼロ社会実現プランに基づき、住民、事業者、行政等の協働により、資源循環型社会の構築に向けた効果的な取組を推進する。

ロ 大気汚染については、大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、規制対象事業場に対する排出基準の遵守徹底により、環境の保全を図る。

ハ 水質汚濁については、伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図る水質総量規制措置の徹底や下水道・農業集落排水施設・浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進する。

また、土壌汚染については、汚染が判明した土地について適正な措置を指導し、環境リスクの低減を図る。

ニ 道路交通環境対策については、低公害車の普及を促進し、自動車から発する大気汚染物質や騒音の低減を図るとともに、沿道の土地利用状況を踏まえつつ、環境施設帯、遮音壁、植樹帯の設置等、沿道環境の整備を推進する。

ホ 悪臭については、悪臭防止法等に基づき、工場・事業場等への規制及び指導の徹底を図る。

ヘ 自然環境保全対策については、森林の持つ水源かん養機能、土砂災害の防止、地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、間伐や環境林整備、山地災害の防止策等を推進するとともに、地域住民の理解と協力も得ながら、地域の特性に応じた森林整備を推進する。

また、自然公園を適正に維持・管理するとともに、市街地及びその周辺等における都市公園、緑地、河川空間の保全整備等を推進する。

生物多様性の確保のため、三重県レッドデータブックを活用し、絶滅のおそれのある動植物種の保全を図る。

ト これらの諸施策と併せて、環境保全に関する調査研究の充実及び技術開発成果の県内事業者などへの普及を推進するとともに、産学官による共同研究の取組を図る。

チ 地域における環境保全を推進するため、各自治体と県の ISO14001 のネットワーク化を促進するとともに、企業活動に伴う環境負荷の改善を図るため、事業者の ISO14001 の認証取得を促進する。

また、温室効果ガスの削減を図るため、太陽光発電施設や風力発電施設を設置し、バイオマス発電などの新エネルギーの導入を促進する。

リ 開発事業等に伴う環境汚染の未然防止を図るため、事業の実施に当たっては、必要に応じて、事前に環境影響評価等を実施する。

また、工場や事業場の新增設に伴う公害の未然防止を図るため、三重県公害事前審査会条例に基づく公害事前審査制度の活用を促進する。

10. 防災対策に関する事項

本区域は、伊勢湾台風をはじめとした大型の台風によりたびたび災害に見舞われ、最近では、平成 16 年の台風 21 号による豪雨災害により、甚大な被害が生じている。

また、この区域は東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されているほか、一部の地域が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、今世紀前半の発生が危惧されているこれらの大規模地震への対策が喫緊の課題となっている。

東海地震、東南海・南海地震同時発生時には、強震動や海岸部における液状化により、家屋の倒壊やライフラインの被害が生じることが想定されるとともに、中央構造線以北には多数の活断層が分布しており、この活動による内陸直下型地震の発生も危惧されている。

さらに、本区域は伊勢湾岸沿いに位置し、伊勢湾台風を契機に高潮対策事業として海岸施設の改良工事を行ったが、建設からすでに 40 年以上が経過しており、老朽化が著しく、海岸保全が危惧されている。

本区域は、津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市と人口の集中する都市が南北に点在しており、特に、津市には、県の防災対策の軸となる災害対策本部（県庁）が所在する。

以上のような状況を踏まえ、この区域においては、災害に強い県土づくりを推進し、地域住民の安全・安心な暮らしの確保を図るた

め、県地域防災計画や三重地震対策アクションプログラムに基づき、自助・共助・公助による総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

なお、防災対策の推進に当たっては、減災に向けて、持続性のある地域防災力の向上を図るため、継続的な啓発活動を実施するとともに、自主防災組織の活性化、地域における避難体制の確立、産学官民による新たな防災体制の整備等を推進する。

(1) 震災対策に関する事項

イ 地震に強い都市構造の形成

計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図るとともに、地盤沈下の防止や液状化対策の推進を図る。

また、地震により発生することが考えられる火災の延焼、拡大を防止するため、建築物の不燃化を促進するとともに、防災空間の整備拡大により、災害に強い都市構造の形成を図る。

さらに、道路、河川など骨格的な基盤施設については、耐震性向上の確保を図り、とりわけ、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の耐震化

避難所をはじめ、庁舎、医療施設、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。

また、木造住宅等一般建築物、特に、避難路沿い、緊急輸送道路沿いの建築物について耐震化を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震化を図るとともに、代替施設の整備を進める。

ニ 液状化対策

液状化発生が予想される地域の施設の設置については、地盤改良等により発生の防止を図る。

ホ 広域防災拠点の整備

災害時における応急対策、情報収集、通信、物資輸送、対策要員の詰所等となる防災拠点を整備する。

ヘ 通信手段の確保

有線通信の途絶に備え、防災行政無線の整備など、多様な通信手段の確保を推進する。

(2) 風水害に関する事項

イ 風水害に強いまちの形成

洪水による災害の防止や流水の正常な機能維持のため、河川堤防や護岸の整備、河床掘削等の総合的な治水対策を計画的に進める。また、土石流等による被害を防止するため、砂防堰堤や治山施設の整備等による土砂災害対策を推進するほか、高潮や海岸侵食防止などのため津松阪港海岸や伊勢湾西南海岸等において海岸保全施設の整備を進めるとともに、海岸保全機能の維持及び保全対策を推進する。

また、地域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、雨量・水位等の情報や土砂災害に関する情報を住民に提供するとともに、浸水想定区域図の作成により、市町の洪水ハザードマップ作成を支援するなど、ハード、ソフト両面からの対策を推進する。

さらには、農地防災対策、農地保全対策を推進するとともに、都市基盤施設の安全性の確保を図るための整備、特に、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の安全化及びライフライン施設等の機能確保

避難所をはじめ、庁舎、医療施設、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の安全性の確保を図るとともに、電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設について、風水害に対応できる機能の確保を促進する。